

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」の経営理念のもと「地域社会の持続的発展なくしてはぐでんグループの発展はない」と認識し、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに電気を中核とする商品・サービスを提供し、持続的な成長、企業価値の向上を図ってまいります。

こうした企業価値の向上に向けた取り組みを推進していくためには、透明・公正かつ迅速果敢な意思決定を支えるコーポレートガバナンスの充実に取り組むことが不可欠との基本的な考え方のもと、以下の基本方針に基づき積極的に取り組んでまいります。

2. 基本方針

(1) 株主さまとの適切な協働

a. 株主さまの権利の確保

当社は、すべての株主さまに対し、その株式の内容および持分に応じて平等であることを基本とし、株主総会における議決権をはじめとする株主さまの権利が適切に確保されるよう、法令等に基づき適正な対応を行います。

b. 株主さまとの対話

当社は、適時・適切かつ公平な情報開示や事業活動を広くご理解いただくための情報発信に努めるとともに、株主・投資家のみなさまとの継続的な対話を通じて信頼関係を構築してまいります。

(2) 株主さま以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、事業活動全般にわたり企業の社会的責任を意識した行動を実践するため「ほくでんグループCSR行動憲章」を定め、株主さまのほか、従業員、お客さま、取引先さま、地域社会のみなさまをはじめとする様々なステークホルダーとの協働に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主さまをはじめとするステークホルダーに対し、財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令等に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の情報提供にも努めます。

(4) 取締役会等の責務

当社は、取締役・監査役制度のもと、電気事業における経営環境の変化に迅速に対応するとともに、株主さまに対する受託者責任、説明責任を認識し、持続的な成長、企業価値の向上を図ります。また、透明性の高い経営を目指し、独立社外役員がその役割、責務を適切に果たすことができるよう、仕組みや支援の充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の設定】

取締役の報酬制度や報酬額については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役および独立社外監査役も出席する取締役会において決定します。

中長期的な業績と連動する報酬については、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

収益力に関する目標については、「2019年度ほくでんグループ経営計画の概要」の中で「連結ベースで東日本大震災前2カ年の実績である経常利益230億円/年を上回る水準を目指す」ことを公表しております。

資本効率に関する目標については、中長期的な経営環境の見直しなどを踏まえ、策定・公表について検討してまいります。

当社は、収益力・資本効率の向上に向け、営業活動の強化や事業領域の拡大を通じた収入拡大および経営効率化・コスト低減を進め、経営基盤の強化に取り組むとともに、電力の安定供給の確保やESGの取り組み等についても進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、資金調達・事業運営の円滑化に資するなど、電気事業経営の安定的発展のために必要と判断する企業の株式を保有することがあります。

個別の政策保有株式については、毎年、取締役会において、保有目的、経済合理性および将来の見直しなどを具体的に精査して保有の適否を検証し、保有の必要性が認められなくなった銘柄については、縮減を図ります。

今年度は2019年5月開催の取締役会にて検証した結果、全ての銘柄において保有が妥当であることを確認しております。

また、当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行会社の企業価値向上に資する提案であるかどうか、保有目的に照らして当社利益に反しないか等の観点から議案内容を検討のうえ賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、事業活動全般において誠実・公正である旨を「コンプライアンス行動指針」に定め、どの相手ともその考え方に基づき取引等を行っています。特に、当社が取締役との取引を行う場合には、法令等に従い取締役会の承認を得ています。

役員や子会社等との取引については、法令等に従い、適正に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の効率的運用を図るため「年金運用委員会」を設置しています。当該委員会では経理部、人事労務部から構成される専門性を有する人材を配置し、経理部長を委員長とするなど運用体制や専門性の観点から年金資産運用の適切な運営を図っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

さまざまな経営課題に的確に対応するため、当社を取り巻く経営環境を踏まえたうえで経営の方向性・戦略および方策に関する経営方針を策定し、それに基づく経営計画を公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは次のとおりであり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬決定にあたって適切な関与・助言を得ることとしています。

(取締役)

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定)および賞与により構成しています。

基本報酬については、各取締役の職責および成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役および独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。

賞与については、各事業年度の業績を勘案し、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役および独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。

社外取締役については、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。

(監査役)

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与は支給しません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役および監査役候補者を決定するにあたっての方針と手続きは次のとおりであり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会を設置し、適切な関与・助言を得ることとしています。

(方針および手続き)

さまざまな経営課題に適切な対応ができるよう、人格、識見、能力等を検討し、当社の取締役、監査役として最も適任と判断した人物を候補者とします。

代表取締役がこの方針をもとに取締役および監査役候補者を推薦し、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役および独立社外監査役も出席する取締役会において十分審議のうえ候補者を決定し、株主総会に提案します。

なお、監査役候補者については、取締役会での審議に際し監査役会の同意を得ています。

経営陣幹部の選解任については、業績等の評価を踏まえ、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役および独立社外監査役も出席する取締役会において適切に実施します。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役および監査役候補者の個々の指名理由について、「株主総会招集ご通知」にて開示のうえ、当社ホームページに掲載しています。

(https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)

【原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

1. 取締役会の決議事項、報告事項は次のとおりです。

(決議事項)

- ・会社法およびその他の法令に規定された事項
- ・定款に規定された事項
- ・株主総会の決議により委任された事項
- ・その他経営上の重要な事項

(報告事項)

- ・業務の執行状況、その他会社法および他の法令に規定された事項
- ・その他取締役会が必要と認めた事項

2. 執行役員への業務委任の範囲については社内規程に適切に定め、業務執行の迅速化および適正性を図ることとしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、人格、識見、能力等を検討のうえ当社の取締役として最も適任と判断した人物を独立社外取締役として選任します。

【原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款に定める員数(取締役15名以内)の中で、さまざまな経営課題に的確かつ迅速に対応するため、事務部門、営業部門、送配電部門、発電部門などさまざまな専門分野や職歴を有する社内出身の取締役で構成することを基本としています。

そのうえで、取締役会に外部の意見を取り入れ経営に反映させるため、社外取締役および社外監査役を選任し、企業価値の向上に努めています。

【原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況の開示】

取締役・監査役の重要な兼職については、株主総会招集通知および有価証券報告書の中で開示しています。

【原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

<評価の方法>

2019年5月に、取締役および監査役が出席し、意見交換により実施いたしました。

評価は、取締役会の構成、運営、議題、取締役会を支える体制という4つの大項目を中心に行いました。

<評価結果の概要>

評価の結果、当社の取締役会は概ね適切に機能していることが確認されました。

社外役員への社業説明については取締役会付議事項の事前説明などが丁寧に実施されていること、施設視察が社業理解に役立っていること、加えて昨年度に提言があった泊発電所に関する原子力規制委員会の審査状況の情報提供に関しては適切に実施されているとの評価がありました。

一方、IR関連では説明会における質疑内容などさらなる情報提供を、また分社化以降も送配電会社を含めたリスクに関する情報共有を求める意見がありました。

取締役会としては、提言内容について改善を図るとともに、取締役会の実効性を高め、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

【原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役および監査役がその役割、責務を十分に果たすことができるよう、それぞれの職務をサポートする秘書室および監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報を適時・適切に提供しています。

取締役および監査役に対し、その役割、責務を果たすうえで必要な研修の機会などを提供し、その費用は会社負担とします。

社外取締役および社外監査役がその役割、責務を十分果たすことができるよう次のとおり、当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供します。

- ・取締役会資料を事前配付し主管部署から説明するとともに、関連情報を提供
- ・取締役による業務執行会議案件の説明
- ・事業概要等の説明、当社設備の視察や現場従業員との対話の実施

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、適時・適切かつ公平な情報開示や事業活動を広くご理解いただくための情報発信に努めるとともに、株主・機関投資家のみなさまとの継続的な対話を通じて信頼関係を構築してまいります。

- ・的確な対話を行うため株主構成の把握に努めます。また、建設的な対話を行うため、専門部署を設置し、担当の取締役を指定しています。
- ・対話を補助する部門間での情報共有を行うなど、有機的な連携の確保に努めます。
- ・対話の手段として会社説明会を開催するなど、当社事業活動の理解促進やコミュニケーションの充実に努めます。
- ・対話を通じて得られた関心事項・ご意見等については、適時・適切に取締役へ報告します。
- ・対話にあたっては、「内部者取引防止規程」に基づきインサイダー情報の管理を適正に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 14,125,200 | 6.87 |
| 株式会社北洋銀行 | 10,214,795 | 4.97 |
| 日本生命保険相互会社 | 7,231,443 | 3.52 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 5,911,337 | 2.88 |
| 北海道電力従業員持株会 | 4,338,124 | 2.11 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,225,800 | 2.06 |
| 株式会社北海道銀行 | 4,130,636 | 2.01 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 4,047,779 | 1.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 3,685,000 | 1.79 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 3,262,500 | 1.59 |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、札幌 既存市場 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 電気・ガス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |

| | |
|-------------------|---------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を1社(北海電気工事株式会社)有しております。

同社の経営については、北海道電力グループの一員としてグループ経営方針を共有し、事業のパートナーとして常日頃からコミュニケーションをとる一方で、同社は、自らが策定する経営計画に基づき、自主的・自律的に事業運営を行っており、同社の経営の独立性は確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 更新 | 12名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 市川 茂樹 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | |
| 鵜飼 光子 | 学者 | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 市川 茂樹 | ○ | —— | 当社は市川氏の弁護士としての豊富な経験や幅広い識見を当社経営に活かしていただくことを期待して、取締役に選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合として証券取引所が定める事由に該当せず、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 鵜飼 光子 | ○ | —— | 当社は鵜飼氏の学識経験者としての豊富な経験や幅広い識見を当社経営に活かしていただくことを期待して、取締役に選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合として証券取引所が定める事由に該当せず、株主の付託を受けた独立機関として |

中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|----------------------|----------------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|---------|
| 指名委員会に相当 する任意の委員会 | 人事・報酬諮問委員 会 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当 する任意の委員会 | 人事・報酬諮問委員 会 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社内取締役 |

補足説明 更新

当社は、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者の決定、経営陣幹部の選解任、取締役の報酬の決定等にあって適切な関与・助言を得ることとしています。

なお、当該委員会は、2016年度に設置し、これまで全ての委員が全ての回に出席しております。

上記表中の「その他」1名は社外監査役です。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 5名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、年間5回会計監査人が監査役会に出席し、監査方針、監査計画および監査実施状況ならびに監査結果等について情報交換を行っています。

監査役、会計監査人および内部監査部門は、監査計画および結果の報告、情報交換等、相互に緊密な連携を保つ体制となっており、監査の実効性を高めています。

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 3名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 長谷川 淳 | 学者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 成田 教子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | | |
| 藤井 文世 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | △ | △ | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 長谷川 淳 | ○ | — | 社外監査役には、より広い見地から当社の経営を監査していただくことを期待しており、そのような観点から、学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見を有する者として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合として証券取引所が定める事由に該当せず、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 成田 教子 | ○ | — | 社外監査役には、より広い見地から当社の経営を監査していただくことを期待しており、そのような観点から、弁護士としての豊富な経験と幅広い識見、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合として証券取引所が定める事由に該当せず、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 藤井 文世 | ○ | 社外監査役 藤井文世氏は、2017年6月27日まで株式会社北洋銀行の常務取締役でありました。同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。 また、当社の元取締役1名が同社の社外監査役に就任しています。 | 社外監査役には、より広い見地から当社の経営を監査していただくことを期待しており、そのような観点から、会社役員としての豊富な経験と幅広い識見、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者として選任しています。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合として証券取引所が定める事由に該当せず、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 5名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
また、以下については、独立性に影響を与えるおそれがないものと判断し、社外役員の属性情報における記載を省略しております。

- ・電気の需給契約
- ・上記以外の取引および寄付のうち、年間の金額が100万円未満のもの

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績と連動する報酬については、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ検討してまいります。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・2018年度に係る当社の取締役および監査役に対する報酬等の内容は次のとおりです。

| | [報酬] | [賞与金] |
|----------------|-------------|-------|
| 取締役(社外取締役を除く。) | 331百万円(13名) | — |
| 監査役(社外監査役を除く。) | 51百万円(2名) | — |
| 社外取締役 | 16百万円(3名) | — |
| 社外監査役 | 23百万円(3名) | — |

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでいます。
 2. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないことといたしました。
 3. 2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において報酬限度額を次のとおり決議しています。
 取締役 月額50百万円以内
 監査役 月額11百万円以内
 4. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「I-1 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1 情報開示の充実】(3)に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役および監査役がその役割、責務を十分に果たすことができるよう、それぞれの職務をサポートする秘書室および監査役室を設置し、主管部署との連絡・調整を行うなど、情報提供のための体制を整えています。
 社外取締役および社外監査役に対しては、その求めに応じて情報提供や現地視察などに対応するとともに、その役割、責務を十分に果たすことができるよう、取締役会議案の事前説明や業務執行会議案件の説明、報道発表内容、重要事項の説明・資料送付などを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|-------|-------|------|---------------------------|-----------|----|
| 泉 誠二 | 名誉顧問 | —— | 勤務:無 報酬:無 | 2004/3/26 | なし |
| 南山 英雄 | 名誉顧問 | —— | 勤務:無 報酬:無 | 2008/3/27 | なし |
| 近藤 龍夫 | 名誉顧問 | —— | 勤務:無 報酬:無 | 2012/3/29 | なし |
| 川合 克彦 | 名誉顧問 | —— | 勤務:無 報酬:無 | 2014/9/25 | なし |
| 佐藤 佳孝 | 顧問 | —— | 勤務:有 報酬:有 | 2019/6/26 | 1年 |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 5名

その他の事項

相談役および顧問に関する基本的事項に関しては、社内規程を定めております。
 当社には現在、相談役はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行について

取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しています。取締役12名のうち2名が社外取締役、男性11名・女性1名の構成です。また、役付執行役員等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画ならびに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。このほか、コンプライアンス、リスク管理等の経営における重要課題について、会社全体としての方向性等を審議、調整するため、会議体を設置しています。

さらに、執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、併せて業務執行の迅速化、効率化を図っています。

業務執行にあたり、法律的な判断の参考とするため、顧問弁護士をはじめ、各種法律に精通した弁護士から、適宜、助言等を得る体制としています。

内部監査部門に専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査および財務報告に係る内部統制の評価を行う体制としています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っています。

(2) 監査、監督について

監査役の監査に関しては、監査役が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の調査等により監査しています。監査役は、5名のうち3名が社外監査役、男性4名・女性1名の構成です。また、監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しております。監査にあたっては、会計監査人および内部監査部門との連携を密にして、監査業務の効率化を図っています。

会計監査に関しては、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人が監査を実施しています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、藤原明、白羽龍三、藤森允浩の3名であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しています。会計監査業務にかかわる補助者は、公認会計士6名、その他17名です。

(3) 取締役・監査役候補者の指名について

本報告書の「I-1 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1 情報開示の充実】(4)に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営と業務執行を一体的に行う体制が効率的と考え、取締役・監査役制度のもと、電気事業における経営環境の変化に迅速に対応するとともに、社外取締役および社外監査役を選任するなど透明性の高い企業活動を推進しております。

社外取締役からは取締役会等を通じて、社外監査役からは取締役会や監査役と代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、それぞれ客観的かつ多面的な意見・助言があり、社外の視点から経営のチェックを行っています。

この体制により、経営監視機能の客観性および中立性を十分に確保しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2019年6月26日開催の株主総会の招集通知は、法定期限より6日早い6月4日に発送しています。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | パソコン又は携帯電話によるインターネット経由での議決権行使を可能としています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使を可能としています。 |
| その他 | 招集通知については、株主さまへの早期の情報提供の観点から、発送前に、東京証券取引所に開示するとともに当社ホームページに掲載しています。2019年6月26日開催の株主総会の招集通知は、発送日より11日早い2019年5月24日に開示しています。 株主総会における事業報告等の報告にパワーポイントによる映像を導入し、わかりやすい説明に努めています。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・決算・会社説明会 (時期)2019年5月 (説明者)代表取締役社長他 (参加者)アナリスト・機関投資家等、約60名 ・中間決算説明会 (時期)2018年11月 (説明者)代表取締役社長他 (参加者)アナリスト・機関投資家等、約80名 <p>説明会においては、代表取締役を中心とした役員による参加者との対話を通じ、当社事業活動への理解促進やコミュニケーションの充実に努めています。 上記説明会以外に、IR担当部長等によるアナリスト・機関投資家への個別訪問を随時実施しています。</p> | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | <ul style="list-style-type: none"> ・IRに関するURL https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html ・掲載している投資家向け情報 経営トップのメッセージ、経営方針・計画、決算・財務情報、株式情報、IRカレンダー、IR資料(決算・経営計画説明会資料、株主総会資料、有価証券報告書、アニュアルレポート、ファクトブック等) | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | <p><機関投資家> IR担当役員:取締役常務執行役員 担当部署:経営企画室IRグループ 事務連絡者:経営企画室IR担当部長</p> <p><その他の株主さま> 総務部担当役員:代表取締役副社長執行役員 担当部署:総務部企業行動室株式グループ 事務連絡者:総務部企業行動室長</p> <p>関係部署(広報部、総務部企業行動室、経理部、東京支社)へ兼務者を配置し有機的な連携を図るなど、IR体制の強化に努めています。</p> | |
| その他 | 必要に応じて、アナリスト・機関投資家向けの施設見学会を随時実施しています。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>2006年3月に「ほくでんグループCSR行動憲章」を定め、「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」という「経営理念」のもと、「地域社会の持続的発展なくしてほくでんグループの発展はない」との認識を経営層・従業員が共有化するとともに、ステークホルダー（お客さま、地域のみなさま、株主・投資家、従業員、取引先）から確かな信頼を確保し企業価値の向上を図るために、業務のあらゆる場面で社会的責任（CSR）を意識した行動を実践していくことを明記しています。</p> <p>【ほくでんグループCSR行動憲章】 https://www.hepco.co.jp/corporate/csr/compliance/compliance.html</p> |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | <p>当社は「コンプライアンス」「環境」「IR」「地域社会とのコミュニケーション」等のCSRに関わる取組みを従来から積極的に行ってまいりましたが、今後とも「ほくでんグループCSR行動憲章」のもと、グループ一体となって推進していきます。それぞれの取組みにあたっては、「コンプライアンス行動指針」や「ほくでんグループ環境方針」等の個別の指針・基準のもとで確実に実践していきます。</p> <p>また、これらの取組み状況については、当社ホームページや会社概要パンフレット等を通じてステークホルダーに対し積極的にお知らせしています。</p> <p>【コンプライアンス推進の取組み】 https://www.hepco.co.jp/corporate/csr/compliance/promotion_efforts.html</p> <p>【環境への取組み】 https://www.hepco.co.jp/corporate/environment/environment.html</p> |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | <p>「ほくでんグループCSR行動憲章」では、お客さまや地域のみなさま、株主・投資家のみなさまとのコミュニケーションを充実させ、事業活動に関わる情報を適時・適切にお知らせすることを定めています。</p> <p>また、コーポレートガバナンス基本方針において、適切な情報開示についての方針を定めております。</p> |
| その他 | <p>当社は、多様な視点や価値観が社内には存在することは持続的な成長に向けた強みとなりうることを認識し、性別などにとらわれず人材の多様性の確保に努めています。</p> <p>従業員の仕事と育児・家庭との両立を支援するため、育児休職・介護休職や短時間勤務等の各種制度について、関係法令の趣旨に則り充実を図ってきたほか、労働時間の低減に向けた取組みを行っております。</p> <p>また、女性の活躍推進に向け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した行動計画において、女性社員の管理職数を2016年度からの4年間で2倍以上とする目標を掲げ、積極的登用を推進するなど具体的な施策に取り組んでいます。</p> <p>当社の役員の構成は、提出日現在で男性15名・女性2名となっております。</p> |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この基本方針に従い内部統制システムを整備・運用しています。

「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」

会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
 - ・役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画ならびに業務執行に関する重要事項を審議する。
 - ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、併せて業務執行の迅速化、効率化を図る。
 - ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所および管理方法を定めた社内規範に基づき、文書または電磁的記録により適切に保存・管理する。
- リスク管理に関する規程その他の体制
 - ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
 - ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
 - ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
 - ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
 - ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。
- 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
 - ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。
- 当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
 - ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。
- 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。
- 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社の取締役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・グループ各社の取締役、監査役および従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう適切に対応する。
- その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
 - ・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、これを負担する。
 - ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「ほくでんグループCSR行動憲章」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的行為に対して毅然とした態度で対応することとしています。

また、コンプライアンスに関する行動規範等を定めるとともに、適宜、外部の専門機関等との連携を図る等、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

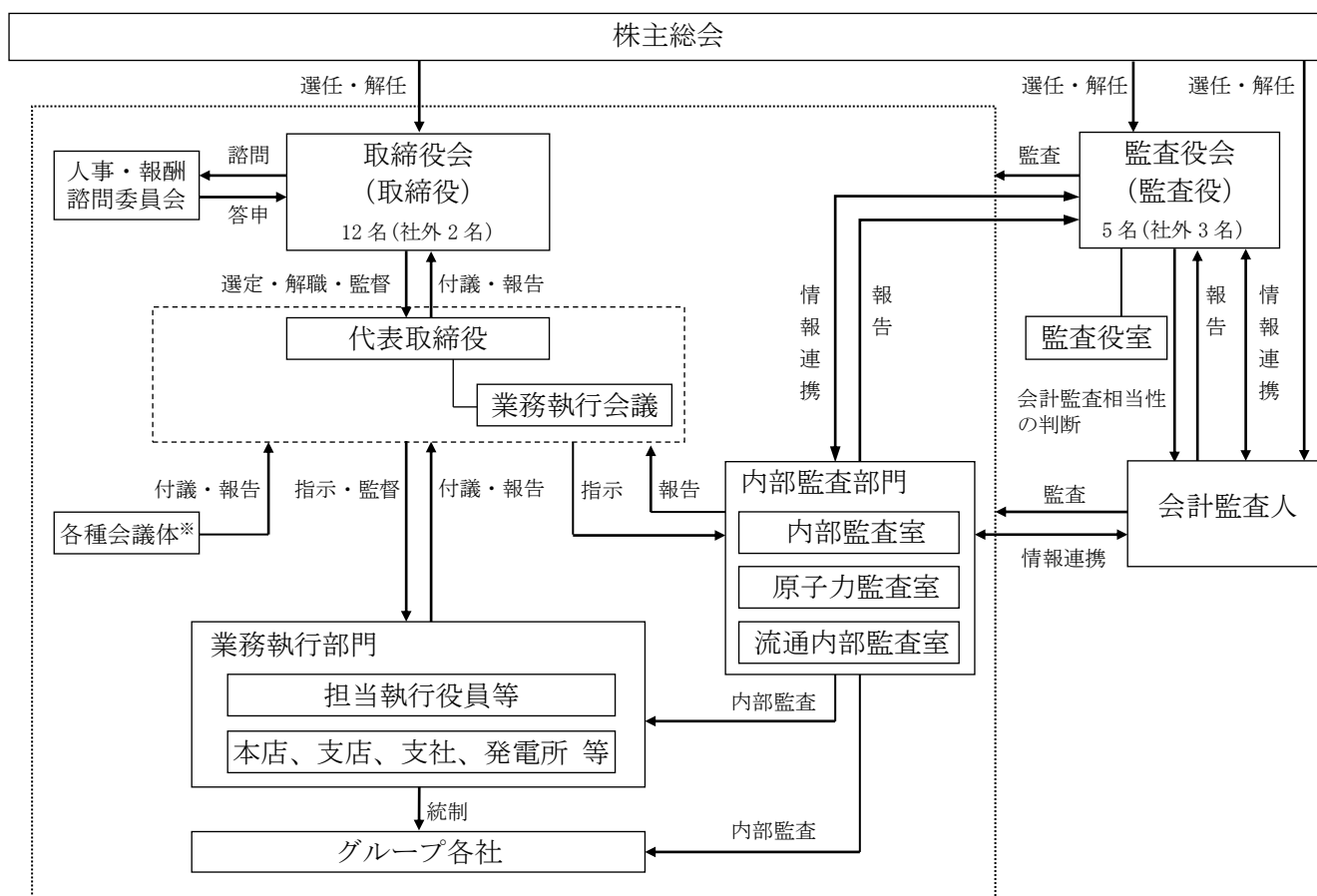
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[会社の機関・内部統制等の関係]



※ CSR委員会、企業倫理委員会、リスクに関する委員会等

[会社の主な機関の概要]

| 名称 | 目的・権限 | 構成員 |
|------------|---|---|
| 取締役会 | 重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督している。 | 取締役会長 真弓 明彦（議長）、藤井 裕、阪井 一郎、氏家 和彦、魚住 元、藪下 裕己、瀬尾 英生、舟根 俊一、松原 宏樹、上野 昌裕、市川 茂樹、鵜飼 光子（注1） |
| 監査役会 | 監査に関する重要事項について、報告を受け、協議を行い、又は決議を行っている。 | 常任監査役 古郡 宏章（議長）、秋田 耕児、長谷川 淳、成田 教子、藤井 文世（注2） |
| 人事・報酬諮問委員会 | 取締役・監査役候補者の決定、経営陣幹部の選解任、取締役の報酬の決定等にあたって適切な関与・助言を得ることとしている。 | 取締役会長 真弓 明彦（委員長）、藤井 裕、市川 茂樹、鵜飼 光子、長谷川 淳（注1、2） |
| 業務執行会議 | グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っている。 | 取締役社長 藤井 裕（議長）、阪井 一郎、氏家 和彦、魚住 元、藪下 裕己、瀬尾 英生、舟根 俊一、松原 宏樹、上野 昌裕、その他の役付執行役員 |

(注) 1 市川茂樹、鵜飼光子は、社外取締役である。

2 長谷川淳、成田教子、藤井文世は、社外監査役である。

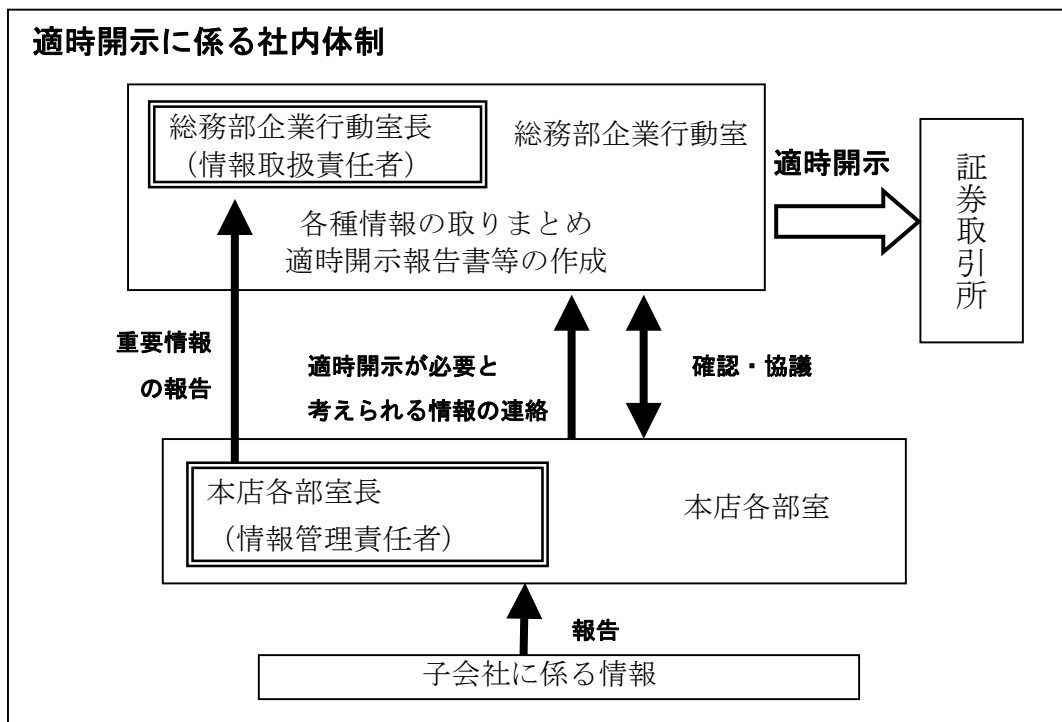
適時開示体制の概要

当社は、社会のルールを遵守し、透明度の高い企業活動に努めております。事業活動に関わる適時・適切な情報の開示については、「ほくでんグループCSR行動憲章」にも定めており、役員および従業員等の遵守すべき基本事項としております。

会社情報の適時開示については、総務部企業行動室長が情報取扱責任者として統括する体制としており、適時開示が必要と考えられる情報については、下図のとおり、本店各部室から総務部企業行動室に連絡され、総務部企業行動室が当該部室と確認・協議を行ったうえで証券取引所に適時開示を行います。

また、内部者取引防止のため制定した「内部者取引防止規程」に従い、本店部室長等の情報管理責任者は重要情報を総務部企業行動室長に報告することとしており、これによっても適時開示が必要となる情報は総務部企業行動室に集約されます。

なお、適時開示の遺漏がないことを確認するため、重要な会議の議事録等を総務部企業行動室において確認しております。



以上